

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成25年5月27日
【会社名】	テーデーエフ株式会社（商号TDF株式会社）
【英訳名】	TDF CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐々木 誠
【本店の所在の場所】	宮城県柴田郡村田町大字沼辺字方作39番地
【電話番号】	(0224)52-7061
【事務連絡者氏名】	専務取締役 増田 克己
【最寄りの連絡場所】	宮城県柴田郡村田町大字沼辺字方作39番地
【電話番号】	(0224)52-7061
【事務連絡者氏名】	専務取締役 増田 克己
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社（以下「テーデーエフ」といいます。）、株式会社アイメタルテクノロジー（以下「アイメタルテクノロジー」といいます。）及び自動車部品工業株式会社（以下「自動車部品工業」といいます。）、テーデーエフ及びアイメタルテクノロジーとあわせて、「3社」と総称します。）は、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて基本的な合意に達し、平成25年3月29日開催の各社取締役会において経営統合に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、平成25年4月1日付で臨時報告書を提出しております。

今般、3社は、平成25年5月24日開催の各社取締役会における決議に基づき、経営統合契約（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結し、共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成しましたので、これに関連する事項その他の事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正内容】

訂正箇所には下線を付しております。

- (1) 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合における当該他の株式移転完全子会社となる会社についての事項  
(訂正前)

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容  
アイメタルテクノロジー

商号	株式会社アイメタルテクノロジー
本店の所在地	茨城県土浦市北神立町4番2
代表者の氏名	代表取締役社長 大岡 信一
資本金の額（平成24年12月31日現在）	1,480百万円
純資産の額（平成24年12月31日現在）	19,778百万円
総資産の額（平成24年12月31日現在）	41,803百万円
事業の内容	鋳造品及び機械加工・組立品の製造、仕入、販売

自動車部品工業

商号	自動車部品工業株式会社
本店の所在地	神奈川県海老名市上郷四丁目3番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 清水 康昭
資本金の額（平成24年12月31日現在）	2,331百万円
純資産の額（平成24年12月31日現在）	20,803百万円
総資産の額（平成24年12月31日現在）	36,210百万円
事業の内容	エンジン部品及び自動車用部品の製造、販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益  
アイメタルテクノロジー（単体）

事業年度	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	30,744	46,322	52,850
営業利益又は営業損失（ ）（百万円）	1,261	1,920	668
経常利益又は経常損失（ ）（百万円）	1,610	1,652	577
純利益又は純損失（ ）（百万円）	1,416	602	163

アイメタルテクノロジー（連結）

事業年度	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	30,791	46,391	52,937
営業利益又は営業損失（ ）（百万円）	1,345	2,022	809

経常利益又は経常損失（ ）（百万円）	1,692	1,750	702
純利益又は純損失（ ）（百万円）	1,497	671	248

## 自動車部品工業（単体）

事業年度	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	30,863	59,660	68,180
営業利益（百万円）	36	2,693	3,579
経常利益（百万円）	209	2,992	3,993
純利益又は純損失（ ）（百万円）	1,015	2,068	2,292

## 自動車部品工業（連結）

事業年度	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	35,439	66,191	73,560
営業利益（百万円）	456	3,672	4,057
経常利益（百万円）	715	3,928	4,539
純利益又は純損失（ ）（百万円）	621	2,433	2,477

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合  
アイメタルテクノロジー（平成24年9月30日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
いすゞ自動車(株)	54.91%
三菱UFJ信託銀行(株)	2.44%
(株)みずほコーポレート銀行	1.83%
(株)富士商会	1.18%
アイメタルテクノロジー協力企業持株会	1.03%

## 自動車部品工業（平成24年9月30日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
いすゞ自動車(株)	34.46%
日立建機(株)	4.71%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) （信託口）	4.27%
みどり持株会	3.87%
佐藤商事(株)	2.71%

（後略）

(訂正後)

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

## アイメタルテクノロジー

商号	株式会社アイメタルテクノロジー
本店の所在地	茨城県土浦市北神立町4番2
代表者の氏名	代表取締役社長 大岡 信一
資本金の額（平成25年3月31日現在）	1,480百万円
純資産の額（平成25年3月31日現在）	19,893百万円
総資産の額（平成25年3月31日現在）	41,732百万円
事業の内容	鋳造品及び機械加工・組立品の製造、仕入、販売

## 自動車部品工業

商号	自動車部品工業株式会社
本店の所在地	神奈川県海老名市上郷四丁目3番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 清水 康昭
資本金の額（平成25年3月31日現在）	2,331百万円
純資産の額（平成25年3月31日現在）	21,072百万円
総資産の額（平成25年3月31日現在）	36,196百万円
事業の内容	エンジン部品及び自動車用部品の製造、販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

## アイメタルテクノロジー（単体）

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高（百万円）	46,322	52,850	48,076
営業利益（百万円）	1,920	668	491
経常利益（百万円）	1,652	577	394
純利益（百万円）	602	163	234

## アイメタルテクノロジー（連結）

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高（百万円）	46,391	52,937	48,124
営業利益（百万円）	2,022	809	606
経常利益（百万円）	1,750	702	495
純利益（百万円）	671	248	298

## 自動車部品工業（単体）

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高（百万円）	59,660	68,180	49,673
営業利益（百万円）	2,693	3,579	1,839
経常利益（百万円）	2,992	3,993	2,308
純利益（百万円）	2,068	2,292	1,522

## 自動車部品工業（連結）

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高（百万円）	66,191	73,560	57,207
営業利益（百万円）	3,672	4,057	2,313
経常利益（百万円）	3,928	4,539	3,083
純利益（百万円）	2,433	2,477	1,867

## 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

## アイメタルテクノロジー（平成25年3月31日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
いすゞ自動車(株)	54.91%
三菱UFJ信託銀行(株)	2.44%
(株)みずほコーポレート銀行	1.83%
(株)富士商会	1.19%
アイメタルテクノロジー協力企業持株会	1.13%

## 自動車部品工業（平成25年3月31日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
いすゞ自動車(株)	34.46%
日立建機(株)	4.71%
みどり持株会	3.93%
佐藤商事(株)	2.71%
住友建機(株)	2.36%

（後略）

## （2）当該株式移転の目的

（訂正前）

（前略）

このような経営環境のもと、3社はそれぞれの持つ経営資源及び技術力を集中し相互補完することで3社の強みを統合するとともに、迅速な海外展開を実現し、現地での一貫生産によるコスト競争力向上を通じ、顧客ニーズに応えることで継続的に事業を発展させていくことを目的として経営統合することで基本合意に至りました。

（後略）

（訂正後）

（前略）

このような経営環境のもと、3社はそれぞれの持つ経営資源及び技術力を集中し相互補完することで3社の強みを統合するとともに、迅速な海外展開を実現し、現地での一貫生産によるコスト競争力向上を通じ、顧客ニーズに応えることで継続的に事業を発展させていくことを目的として経営統合することで合意に至りました。

（後略）

- （3）当該株式移転の方法、株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式移転完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の株式移転計画の内容

（訂正前）

（前略）

株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式移転完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の株式移転計画の内容

- （ ）株式移転に係る割当ての内容

会社名	アイメタル テクノロジー	テーデーエフ	自動車部品工業
本株式移転に係る 割当ての内容	0.34	0.40	1

（中略）

- （注2）共同持株会社が本株式移転により発行する新株式数（予定）

普通株式49,111,764株

上記数値は、平成24年12月31日時点における、アイメタルテクノロジーの発行済株式総数（45,000,000株）、テーデーエフの発行済株式総数（15,885,928株）、自動車部品工業の発行済株式総数

（27,573,000株）に基づいて算出しております。

ただし、アイメタルテクノロジー、テーデーエフ及び自動車部品工業は、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し、又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、アイメタルテクノロジーが平成24年12月末日時点で保有する自己株式である普通株式164,707株、テーデーエフが平成24年12月末日時点で保有する自己株式である普通株式52,346株及び自動車部品工業が平成24年12月末日時点で保有する自己株式である普通株式38,668株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

- （注3）単元未満株式の取り扱いについて

本株式移転によりアイメタルテクノロジー、テーデーエフ及び自動車部品工業の株主の皆様には割り当てられる共同持株会社の株式は東京証券取引所市場第二部に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所市場第二部での取引が可能となることから、アイメタルテクノロジーの株式を295株以上、テーデーエフの株式を250株以上、又は自動車部品工業の株式を100株以上保有するなどして、本株式移転により共同持株会社の株式の単元株式数である100株以上の共同持株会社の株式の割り当てを受けるアイメタルテクノロジー、テーデーエフ及び自動車部品工業の株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の共同持株会社の株式の割り当てを受けるアイメタルテクノロジー、テーデーエフ及び自動車部品工業の株主の皆様につきましては、かかる割り当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

## ( ) 株式移転の日程

基本合意書締結承認取締役会(3社)	平成25年3月29日(金曜日)
基本合意書締結日(3社)	平成25年3月29日(金曜日)
定時株主総会基準日(3社)	平成25年3月31日(日曜日)
統合契約書締結及び株式移転計画書承認の取締役会(3社)	平成25年5月下旬(予定)
定時株主総会開催日(3社)	平成25年6月27日(木曜日)(予定)
上場廃止日(3社)	平成25年9月26日(木曜日)(予定)
共同持株会社設立日(効力発生日)	平成25年10月1日(火曜日)(予定)
共同持株会社新規上場日	平成25年10月1日(火曜日)(予定)

(注) 上記は現時点の予定であり、今後手続を進める中で、3社による協議の上、日程を変更する場合があります。

## ( ) 株式移転計画の内容

株式移転計画は、今後3社で協議の上、平成25年5月下旬を目途に作成する予定です。

(訂正後)

(前略)

株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式移転完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の株式移転計画の内容

## ( ) 株式移転に係る割当ての内容

会社名	アイメタル テクノロジー	テーデーエフ	自動車部品工 業
本株式移転に係る 割当ての内容	0.34	0.40	1

(中略)

## (注2) 共同持株会社が本株式移転により発行する新株式数(予定)

普通株式49,156,787株

上記数値は、平成25年3月31日時点における、アイメタルテクノロジーの発行済株式総数(45,000,000株)、テーデーエフの発行済株式総数(15,885,928株)、自動車部品工業の発行済株式総数(27,573,000株)に基づいて算出しております。

ただし、アイメタルテクノロジー、テーデーエフ及び自動車部品工業は、本株式移転の効力発生までに、現時点で保有し、又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、アイメタルテクノロジーが平成25年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式31,992株、テーデーエフが平成25年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式52,346株及び自動車部品工業が平成25年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式38,768株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

## (注3) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式移転によりアイメタルテクノロジー、テーデーエフ及び自動車部品工業の株主の皆様は割り当てられる共同持株会社の株式は東京証券取引所市場第二部に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所市場第二部での取引が可能となることから、アイメタルテクノロジーの株式を295株以上、テーデーエフの株式を250株以上、又は自動車部品工業の株式を100株以上保有するなどして、本株式移転により共同持株会社の株式の単元株式数である100株以上の共同持株会社の株式の割り当てを受けるアイメタルテクノロジー、テーデーエフ及び自動車部品工業の株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の共同持株会社の株式の割当てを受けるアイメタルテクノロジー、テーデーエフ及び自動車部品工業の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

( ) 株式移転の日程

基本合意書締結承認取締役会(3社)	平成25年3月29日(金曜日)
基本合意書締結日(3社)	平成25年3月29日(金曜日)
定時株主総会基準日(3社)	平成25年3月31日(日曜日)
統合契約書締結及び株式移転計画書承認の取締役会(3社)	平成25年5月24日(金曜日)
統合契約書締結及び株式移転計画書作成	平成25年5月24日(金曜日)
定時株主総会開催日(3社)	平成25年6月27日(木曜日)(予定)
上場廃止日(3社)	平成25年9月26日(木曜日)(予定)
共同持株会社設立日(効力発生日)	平成25年10月1日(火曜日)(予定)
共同持株会社新規上場日	平成25年10月1日(火曜日)(予定)

(注) 上記は現時点の予定であり、今後手続を進める中で、3社による協議の上、日程を変更する場合があります。

( ) 株式移転計画の内容

株式移転計画書(案)

株式会社アイメタルテクノロジー(以下「甲」という。)、テーデーエフ株式会社(以下「乙」という。 )及び自動車部品工業株式会社(以下「丙」という。 )は、共同株式移転の方法により株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画(以下「本計画」という。 )を作成する。

第1条(株式移転)

本計画の定めるところに従い、甲、乙及び丙は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社(以下「丁」という。 )の成立の日(第6条に定義する。以下同じ。 )において、甲、乙及び丙の発行済株式の全部を丁に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。 )を行うものとする。

第2条(丁の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1. 丁の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。

(1) 目的

丁の目的は、別紙「定款」(以下「別紙定款」という。 )第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

丁の商号は、「IJTテクノロジーホールディングス株式会社」とし、英文では「IJT Technology Holdings Co., Ltd.」と表示する。

(3) 本店の所在地

丁の本店の所在地は、東京都港区とする。

(4) 発行可能株式総数

丁の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、丁の定款で定める事項は、別紙定款記載のとおりとする。

第3条（丁の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）1. 丁の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

鈴木 浩  
清水 康昭  
増田 克己  
大岡 信一  
佐々木 誠  
伊藤 正敏  
境 琢磨  
齋藤 誠

2. 丁の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

山田 勉  
本木 潤  
宮崎 健司  
土屋 市郎

3. 丁の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

新日本有限責任監査法人

第4条（丁が本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

丁は、本株式移転に際して、本株式移転により丁が甲、乙及び丙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主、乙の株主及び丙の株主に対し、その所有する甲、乙又は丙の普通株式につき、次の割合をもって丁の普通株式を割り当て交付する。

- (1) 甲の株主については、その所有する甲の普通株式1株につき丁の普通株式0.34株
- (2) 乙の株主については、その所有する乙の普通株式1株につき丁の普通株式0.40株
- (3) 丙の株主については、その所有する丙の普通株式1株につき丁の普通株式1株

第5条（丁の資本金及び準備金の額に関する事項）

丁の成立の日における丁の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
5,500百万円
- (2) 資本準備金の額  
1,375百万円
- (3) 利益準備金の額  
0円

第6条（丁の成立の日）

丁の設立の登記をすべき日（以下「丁の成立の日」という。）は、平成25年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙丙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（本計画承認株主総会）

1. 甲は、平成25年6月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認の決議及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成25年6月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認の決議及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 丙は、平成25年6月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認の決議及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

4. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙丙協議の上、合意により前三項に定める定時株主総会の開催日を変更することができる。

-

#### 第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 丁は、丁の成立の日において、その発行する普通株式を東京証券取引所市場第二部に上場することを予定する。

2. 丁の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

-

#### 第9条（剰余金の配当）

1. 甲は、平成25年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり3円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

2. 乙は、平成25年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり2円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

3. 丙は、平成25年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり6円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

4. 甲、乙及び丙は、他のすべての当事者の同意がない限り、前各項に定める場合を除き、本計画の作成後丁の成立の日に至るまでの間、丁の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

-

#### 第10条（会社財産の管理等）

1. 甲、乙及び丙は、本計画の作成後丁の成立の日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な悪影響を及ぼす行為については、本計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめ甲乙丙協議の上、他のすべての当事者の同意を得てこれを行う。

2. 甲、乙及び丙は、丁の成立の日の前日までに開催するそれぞれの取締役会の決議により、基準時の直前時において有するすべての自己株式（本株式移転に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、実務上可能な範囲において、基準時の直前時をもって消却するものとする。

-

#### 第11条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲、乙若しくは丙の株主総会のいずれかにおいて本計画の承認の決議若しくは本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、本株式移転に関し法令に定める関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は甲、乙及び丙が別途合意した場合には、その効力を失うものとする。

-

#### 第12条（本株式移転の条件等の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後丁の成立の日に至るまでの間において、甲、乙又は丙の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生又は判明した場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲乙丙協議の上、合意により、本株式移転の条件その他の本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

-

#### 第13条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲、乙及び丙が別途協議の上定めるものとする。

-

本計画の作成を証するため本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

-

-

平成25年 5月24日

甲 茨城県土浦市北神立町4番2  
株式会社アイメタルテクノロジー  
代表取締役社長 大岡 信一

乙 宮城県柴田郡村田町大字沼辺字方作39番地  
テーデーエフ株式会社  
代表取締役社長 佐々木 誠

丙 神奈川県海老名市上郷四丁目3番1号  
自動車部品工業株式会社  
代表取締役社長 清水 康昭

(別紙)

## 定 款

### 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、IJTテクノロジーホールディングス株式会社と称し、英文ではIJT Technology Holdings Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理することならびにこれに附帯する一切の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動車用鋳物、建設機械用鋳物、産業車両用鋳物および一般鋳物の製造、仕入、加工および販売
- (2) 前号に掲げる鋳物以外の自動車その他の車両の部品および内燃機関、建設機械用部品、産業車両用部品ならびに産業機械用部品の製造、仕入、加工および販売
- (3) 鍛工品および鋳造品の製造および販売
- (4) 鍛工品および鋳造品の機械加工ならびに組立部品の製造および販売
- (5) ねじおよびねじ付部品の製造および販売
- (6) 自動車の付属品の製造および販売
- (7) プラスチック、ゴム、セラミックス、合成樹脂等の工業用製品の製造、仕入および販売
- (8) 鋳造用、金属加工用、金属工作用、金属素材検査用および測定用機械・装置の製造、仕入および販売
- (9) 建築用金属製品の製造、仕入および販売
- (10) 鍛造機械、工作機械、プレス機械、動力機械、建設機械および運搬機械等の設計、製造、販売および修理
- (11) 各種治具、工具、金型および樹脂型等の製造、仕入および販売
- (12) 鋳物の製造に係わる砂、合金鉄および加炭剤等の仕入および販売
- (13) 土木、建築、造園工事ならびに建物・構築物の設計、施工、監理、管理、修繕および請負
- (14) 不動産の売買、賃貸、仲介および管理
- (15) 冷暖房・給排水設備および発電、送電、配電用電気機材の設計、製造、販売、施工、管理および修繕

- (16) 汚水・汚泥処理装置および粉塵・ばい煙補修装置の製造、販売および施工
- (17) 産業廃棄物の再生処理およびそれより生ずる土木建築用材料・園芸用材料の製造および販売
- (18) 一般・産業廃棄物処理装置および産業廃棄物の再生用機械の製造、販売および施工
- (19) 情報処理の受託およびソフトウェアの開発、販売および賃貸
- (20) 有価証券の保有、運用および売買
- (21) 自動車販売代理業
- (22) 一般貨物自動車運送事業および倉庫業
- (23) 生命保険募集業務、損害保険代理業務、金銭貸付業務の斡旋ならびに工作機械、コンピュータ等の総合リースおよびレンタル業
- (24) 園芸植物の栽培技術の研究およびその成果品の製造および販売
- (25) スポーツ施設、宿泊施設および飲食店の経営
- (26) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業
- (27) 建築物、その付属設備の清掃および造園、除雪の各事業
- (28) 食料品、清涼飲料、衣料品、書籍、商品券、ギフト券および日用品雑貨等の販売および斡旋
- (29) 前各号に掲げた事業のコンサルティング、技術・ノウハウの開発、提供および販売
- (30) 前各号に附帯関連する一切の事業

－  
(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

－  
(機 関)

第 4 条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

－  
(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

－

－

－

## 第 2 章 株 式

－  
(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

－  
(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

－  
(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

－  
(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

—  
(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

—  
(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

—  
(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

—  
(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

—  
(招集者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

—  
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

—  
(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

—  
(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役および取締役会

—  
(員数)

第18条 当社の取締役は、5名以上とする。

—  
(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

－  
（任期）

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

－  
（代表取締役および役付取締役）

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。ただし、取締役社長は、代表取締役中よりこれを選定する。

－  
（取締役会の招集者および議長）

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

－  
（取締役会の招集通知）

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 4 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

－  
（取締役会の決議の省略）

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

－  
（取締役会規程）

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

－  
（報酬等）

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

－  
（取締役の責任免除）

第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる社外取締役（社外取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

－  
（相談役および顧問）

第 28 条 当社は、取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。

－  
－  
－

## 第5章 監査役および監査役会

### （員数）

第29条 当社の監査役は、3名以上とする。

### （選任方法）

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### （任期）

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### （常勤の監査役）

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### （監査役会の招集通知）

第33条 監査役会の招集通知は、会日の4日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### （監査役会規程）

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### （報酬等）

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### （監査役の責任免除）

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

### （選任方法）

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

### （任期）

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### （報酬等）

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

－  
（事業年度）

第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

－  
（剰余金の配当の基準日）

第 41 条 当社の期末配当金の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

－  
（中間配当）

第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

－  
（配当金の除斥期間等）

第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 前項の未払配当財産には利息を付けない。

－  
－  
－  
附 則

（最初の事業年度）

第 1 条 当社の最初の事業年度は、第 40 条の規定にかかわらず、当社の成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

－  
（最初の取締役および監査役の報酬等）

第 2 条 第 26 条および第 35 条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役の報酬等の総額は金 150 百万円以内とし、監査役の報酬等の総額は金 60 百万円以内とする。

－  
（附則の削除）

第 3 条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

（ 4 ） 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

（訂正前）

（前略）

算定の経緯

上記のとおり、アイメタルテクノロジーはマーバルパートナーズに対し、テーデーエフはトラスティーズ・アドバイザーに対し、自動車部品工業はAGSコンサルティングに対し、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、3社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、平成 25 年 3 月 29 日付にて、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

（後略）

（訂正後）

（前略）

算定の経緯

上記のとおり、アイメタルテクノロジーはマーバルパートナーズに対し、テーデーエフはトラスティーズ・アドバイザーに対し、自動車部品工業はAGSコンサルティングに対し、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、3社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、平成 25 年 3 月 29 日付の本基本合意書において上記株式移転比率に合意いたしました。また、3社は、平成 25 年 5 月 24 日付の本経営統合契約及び本株式移転計画においても上記株式移転比率に合意しておりますが、かかる合意に当たっては、本基本合意書において合意した上記株式移転比率の算定の基礎について、その後、上記株式移転比率に影響を及ぼすような重大な変動がないことを確認しております。

（後略）

(5) 当該株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(訂正前)

(1)	商号	未定
(2)	本店の所在地	東京都港区(予定)
(3)	代表者の氏名	代表取締役社長 清水 康昭
(4)	資本金の額	未定
(5)	純資産の額	現時点では確定していません。
(6)	総資産の額	現時点では確定していません。
(7)	事業の内容	傘下子会社及びグループの経営管理、並びにそれに付帯、関連する業務

(訂正後)

(1)	商号	IJTテクノロジーホールディングス株式会社 (英文名: IJT Technology Holdings Co., Ltd.)
(2)	本店の所在地	東京都港区
(3)	代表者の氏名	代表取締役社長 清水 康昭
(4)	資本金の額	55億円
(5)	純資産の額	現時点では確定していません。
(6)	総資産の額	現時点では確定していません。
(7)	事業の内容	傘下子会社及びグループの経営管理、並びにそれに付帯、関連する業務

以上